

株 主 各 位

愛知県清須市春日宮重町363番地
中央紙器工業株式会社
取締役社長 山下 雅司

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には健康状態にかかわらず、ご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県清須市春日東出8番地の2
春日公民館 大会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じ
た場合、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、株主総会の運営に大き
な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<http://www.mcpack.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第71期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下にご案内いたしますとともに、株主の皆様におかれましては何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈株主の皆様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に鑑み、可能な限り書面またはインターネットにより議決権を事前行使していただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

〈ご来場される場合のお願い〉

- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らした会場設計をいたします。そのため、当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・会場内でのマスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。

〈当社の対応について〉

- ・役員、スタッフともにマスク着用で対応させていただきます。
- ・受付をはじめ、会場内には、アルコール消毒液等を設置いたします。
- ・会場内での滞在時間の短縮を図るため、議事は会議の目的事項を達するために必要な報告、説明のみを短時間で行う予定にしています。ご報告及びご説明すべき事項の多くは、本招集ご通知等に記載しておりますので、ご出席の際は予めご高覧いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場された株主様の体温を、サーモグラフィーにより確認させていただき、発熱（37.5度を目安）が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
- ・お土産の配布はございません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてその旨掲載させていただきます。

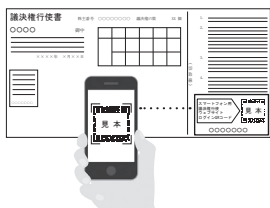
当社ウェブサイト <http://www.mcpack.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



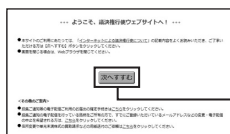
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

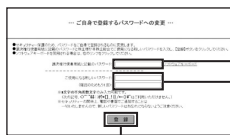
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が全国各地で度々発出された影響で、景気の落ち込みと持ち直しを繰り返しました。加えて、原材料価格の高騰、地政学的リスク増大を主因とした原燃料やエネルギー価格、輸送費の上昇等、経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような経済環境の中、国内の段ボール生産量については、巣籠り需要により、通販関連や加工食品向けが堅調であったことに加えて、当社グループの主要ユーザーである自動車関連分野をはじめ電気・機械分野も一部で半導体不足による供給制約の影響があるものの、総じて前年を上回る状況となりました。

こうした状況下、当社グループは感染症防止対策の全社活動を緩めることなく、ニューノーマルな職場環境づくりと需要変動に即応した生産体制の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、自動車関連の特需を中心に需要が回復基調で推移したこと、及び固定費削減等を中心にした原価低減活動の成果により、売上・利益とも業績予想を上回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度における業績は、売上高110億47百万円（前期比19.6%増）、営業利益7億13百万円（前期比327.1%増）、経常利益7億84百万円（前期比226.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億36百万円（前期比213.3%増）となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高110億10百万円（前期比19.6%増）、営業利益6億40百万円（前期比345.1%増）、経常利益7億32百万円（前期比90.0%増）、当期純利益5億8百万円（前期比63.1%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢の不安を背景に、現在の不安定な状況が継続していくことが予想されます。

このような事業環境の中、当社グループはコロナ禍での供給制約、需要変動等への確実な生産対応を行うとともに、原燃料等の価格高騰化に対して、原価低減活動による収益向上を進めてまいります。更に、2025年ビジョンへの挑戦を続けながら、新たにSDGs・カーボンニュートラルへの環境対応とDX（デジタルトランスフォーメーション）への推進体制を強化し、グループ一丸となって企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	12,309	10,462	9,239	11,047
経常利益(百万円)	907	741	240	784
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	580	489	171	536
1株当たり当期純利益(円)	116.79	98.55	34.44	107.92
総資産(百万円)	13,631	13,835	13,986	14,787
純資産(百万円)	11,608	11,839	11,983	12,472
1株当たり純資産額(円)	2,337.04	2,383.69	2,412.70	2,511.04

(注) 1. 第71期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期) (当事業年度)
売上高(百万円)	10,326	10,420	9,204	11,010
経常利益(百万円)	866	738	385	732
当期純利益(百万円)	620	526	311	508
1株当たり当期純利益(円)	124.85	105.93	62.78	102.39
総資産(百万円)	12,357	12,670	13,015	13,776
純資産(百万円)	10,486	10,758	11,079	11,533
1株当たり純資産額(円)	2,111.14	2,165.96	2,230.61	2,322.07

(注) 1. 第71期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
中 央 興 産 株 式 会 社	30百万円	100%	古紙売買及び運送業等
中 央 コ ン テ 株 式 会 社	20百万円	100%	特殊段ボール製品の製造・販売、 段ボール製品・化成品の加工
香港中央紙器工業有限公司	500千 香港ドル	100%	(注)
CHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD.	2,500千 マレーシアドル	100%	関連会社への出資

(注) 2019年8月8日開催の取締役会において、解散及び清算に向けた手続きを開始することを決議し、現在清算手続きを行っております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売を主な事業とし、更に、事業に関する古紙売買及び運送業等を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の事業所

- ・本店 愛知県清須市
- ・本社工場 愛知県清須市
- ・西尾工場 愛知県西尾市

② 子会社の所在地

- ・中央興産株式会社 愛知県清須市
- ・中央コンテ株式会社 愛知県清須市
- ・香港中央紙器工業有限公司 香港
- ・CHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. マレーシア

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
193名（98名）	6名増（5名減）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172名（29名）	7名増（2名減）	40.6歳	14.5年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,966,960株（自己株式258,048株を除く）
(3) 株主数 1,000名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
トヨタ自動車株式会社	1,200	24.1
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (ヒューエイフォーフィデリティロープライストストック ファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	409	8.2
伊藤忠紙パルプ株式会社	200	4.0
ダイナパック株式会社	183	3.6
中央紙器工業社員持株会	175	3.5
丸八殖産株式会社	120	2.4
王子マテリア株式会社	108	2.1
特種東海製紙株式会社	100	2.0
カミ商事株式会社	95	1.9
鈴木洋	90	1.8

（注）持株比率は自己株式（258,048株）を控除しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	山下 雅 司	
専務取締役	南 谷 登 志 宏	社長補佐 DX推進担当
常務取締役	早 川 直 彦	営業部・調達部・商品開発部担当
取締役	前 賢 太	総務部長
取締役	大 橋 明 弘	製造部長 兼 生産管理部担当
取締役	木 村 豊	安全衛生環境部長・物流部長
取締役	堀 池 覚	堀池産業株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	田 島 信 之	
監査役	尾 上 恭 吾	トヨタ自動車株式会社 TPS本部 本部長
監査役	齋 藤 清 貴	齋藤清貴法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役堀池覚は、社外取締役であります。なお、当社は取締役堀池覚を株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役尾上恭吾及び監査役齋藤清貴は、社外監査役であります。なお、当社は監査役齋藤清貴を株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新担当	旧担当	変更年月日
南 谷 登 志 宏	専務取締役 社長補佐 DX推進担当	専務取締役 社長補佐	2021年6月24日
早 川 直 彦	常務取締役 営業部・調達部・ 商品開発部担当	常務取締役 営業部・調達部担当	2021年6月24日
前 賢 太	総務部長	総務部長 兼 商品開発部担当	2021年6月24日

4. 当事業年度末日後に取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新担当	旧担当	変更年月日
大 橋 明 弘	製造部長・ 生産管理部長	製造部長 兼 生産管理部担当	2022年4月1日
木 村 豊	物流部長	安全衛生環境部長・ 物流部長	2022年4月1日

5. 2021年6月24日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、取締役山田和雄は任期満了により、監査役堀池覚は辞任により退任いたしました。

なお、堀池覚は2021年6月24日開催の第70期定時株主総会において、取締役に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当事業年度につきましても、当該方針に沿ったものと判断しております。その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績連動報酬としての賞与で構成しております。

取締役の固定報酬は、役位、職責等を勘案し、業績を考慮のうえ1991年6月26日開催の第40期定時株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲内で総額を取締役会にて決議し、月額固定にて支給しております。

業績連動報酬である賞与に係る指標は連結営業利益としております。業績連動報酬の額の決定方法は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等を総合的に勘案し、総額を株主総会にて決議いただいたのち、支給しております。連結営業利益をベースとした理由は本業での経営成績を表す指標であるため、期初の見通しと業績の比較を報酬に反映しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は600百万円であり、実績は713百万円であります。

取締役の各報酬の構成比率は目標達成時において、概ね固定報酬については60～70%、業績連動報酬については30～40%の範囲とし、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、取締役社長 山下雅司に委任しております。

委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	94 (1)	51 (1)	27 (0)	15 (0)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (1)	10 (1)	4 (0)	1 (0)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	110 (3)	62 (2)	31 (0)	17 (0)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・2022年6月23日開催の第71期定時株主総会において付議いたします役員賞与

取締役	7名	27百万円	(うち社外取締役 1名 0百万円)
監査役	3名	4百万円	(うち社外監査役 2名 0百万円)
 - ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した額

取締役	8名	15百万円	(うち社外取締役 2名 0百万円)
監査役	4名	1百万円	(うち社外監査役 3名 0百万円)
5. 支給額には、以下のものは含まれておりません。
- ・2021年6月24日開催の第70期定時株主総会に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役	1名	0百万円	(うち社外取締役 1名 0百万円)
退任監査役	1名	0百万円	(うち社外監査役 1名 0百万円)

 (金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額のうち、取締役分0百万円、監査役0百万円が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役堀池寛は、堀池産業株式会社代表取締役社長を兼務しております。なお、堀池産業株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。監査役尾上恭吾は、トヨタ自動車株式会社TPS本部本部長を兼務しております。

なお、トヨタ自動車株式会社は当社の大株主であり、販売先であります。監査役齋藤清貴は、齋藤清貴法律事務所弁護士を兼務しております。なお、齋藤清貴法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において取締役会は6回、監査役会は7回開催されました。

- a. 取締役堀池寛は、2021年6月24日就任以降に開催された取締役会（5回開催）への出席率が100%で、他社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として独立した立場から取締役会での報告事項や決議事項について、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督、助言等を行うなど、適切に役割を果たしております。

なお、社外監査役就任中に開催された取締役会（1回開催）への出席率は100%、また監査役会（2回開催）への出席率は100%となっております。

- b. 監査役尾上恭吾は、取締役会への出席率が83%、また監査役会への出席率は100%で、社外監査役として取締役会においては、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・発言を適宜行っており、監査役会においては、監査内容について意見交換を行っております。

- c. 監査役齋藤清貴は、2021年6月24日就任以降に開催された取締役会（5回開催）への出席率が100%、また監査役会（5回開催）への出席率は100%で、社外監査役として取締役会において客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・発言を適宜行っており、監査役会においては、監査内容について意見交換を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた犯罪行為、法令違反を認識した違法行為等の免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、9割を当社、1割を役員が負担しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り額の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である人事労務相談に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①「経営理念」、「経営目的」、「経営方針」、「企業行動基準」等の共有と教育・啓蒙により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を行い、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図ります。
 - ②取締役会、その他各種会議体における重要な意思決定を行う際には弁護士等外部専門家に対して法令遵守に関する事項を適時かつ適切に相談することとします。
 - ③不祥事の早期発見のため、内部通報制度を設置しています。
 - ④当社は、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない社内体制を整備します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、関係規程、法令に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定したリスク管理に関する規程を定め実施します。また、災害発生時の危機管理マニュアルを整備し、関係者を定期的に教育・訓練します。
 - ②内部統制システムの整備・運用を通じて財務報告の信頼性を確保し、業務の有効性及び効率性の確保を図ります。その活動が適合しているかをモニタリングするために内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「経営目的」及び「経営方針」の基に、組織の各段階での重点取り組みを具体化し、一貫した方針管理をします。
 - ②当社では、原則として毎月取締役会を開催し、重要事項の決定などを行い、各部門長で構成する各種会議体において業務の進捗状況を把握し、必要な対応を機動的に行うこととしています。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ各社の基準に基づく一定の重要事項について各種会議体を通じ、当社への報告や確認を要すべき事項とし、基準を満たすものについては取締役会に付議または報告するものとします。
 - ②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理に関する規程は、当社グループ全体について規定されており、グループにおけるリスクを統括的に管理しています。
 - ③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ共通の「経営理念」のもと、業務の適正を確保するための具体的な行動基準として「企業行動基準」を定め、実行します。
 - ④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ各社に対し、適任の取締役を当該子会社の非常勤取締役役に就任させるとともに、業務遂行状況を把握・管理し、グループ各社の内部統制システムの構築を推進します。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととします。

- (7) 当社の監査役の職務を補佐する使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保し、補佐する使用人は監査役の指示に服するものとします。
- (8) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
①取締役及び使用人は、取締役会のほか各種会議体への常勤監査役の出席を要請し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する体制とします。
②内部監査部門から監査役への定期的な報告をすることとしています。
- (9) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
内部監査部門等が受付けたグループ各社の社員等からの内部通報等は監査役に報告をします。
- (10) 内部通報等の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報等を行った全ての者に如何なる不利益をも課さないこととします。
- (11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務に関する費用等については、原則、当社が負担するものとします。
- (12) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に会合を持ち、意見交換を実施するほか、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制としています。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。

運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社グループ全従業員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、「行動規範」の周知を図るとともに、コンプライアンス意識向上に努めております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループから報告された事業リスク等について、リスク管理規程に基づき、評価・管理を行うとともに、所管業務に付随するリスクの管理状況について共有及び議論を行っております。

(3) 職務執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会においては、各部門及び各子会社の業務・業績進捗状況の確認・対応等審議し、当社及び当社子会社の取締役の職務執行の状況等についての監督を行っております。

また、経営課題の把握と対応方針の検討について、グループ各社を含めた情報の共有化を図っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保に対する取組み

各監査役は、監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しております。

また、監査役会のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等の情報交換を定期的に行い、相互連携を図っております。

さらに、取締役会その他の重要な会議に出席して、監査の実効性の向上に努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,561,564	流 動 負 債	1,568,877
現金及び預金	8,718,776	支払手形及び買掛金	764,692
受取手形	38,762	未払法人税等	245,990
売掛金	2,029,523	未払消費税等	88,351
電子記録債権	547,840	賞与引当金	139,136
商品及び製品	134,488	役員賞与引当金	33,657
仕掛品	13,085	その他	297,050
原材料及び貯蔵品	70,261	固 定 負 債	746,754
その他	9,084	役員退職慰労引当金	92,120
貸倒引当金	△258	退職給付に係る負債	601,325
固 定 資 産	3,226,347	その他	53,309
(有形固定資産)	(1,700,845)	負 債 合 計	2,315,632
建物及び構築物	646,505	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	317,600	株 主 資 本	11,800,577
土地	653,489	資本金	1,077,895
建設仮勘定	25,250	資本剰余金	980,562
その他	57,999	利益剰余金	9,814,289
(無形固定資産)	(42,058)	自己株式	△72,168
その他	42,058	その他の包括利益累計額	671,701
(投資その他の資産)	(1,483,443)	その他有価証券評価差額金	684,768
投資有価証券	1,326,574	為替換算調整勘定	△13,066
繰延税金資産	28,011	純 資 産 合 計	12,472,279
その他	134,097	負 債 純 資 産 合 計	14,787,911
貸倒引当金	△5,240		
資 産 合 計	14,787,911		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,047,724
売 上 原 価		8,131,852
売 上 総 利 益		2,915,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,202,310
営 業 利 益		713,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	48,065	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,382	
仕 入 割 引	8,317	
そ の 他	11,982	70,747
経 常 利 益		784,308
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,133	3,133
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		781,175
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	267,531	
法 人 税 等 調 整 額	△22,402	245,128
当 期 純 利 益		536,046
親会社株主に帰属する当期純利益		536,046

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,077,895	980,562	9,476,921	△72,168	11,463,209
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△198,678		△198,678
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			536,046		536,046
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	337,368	－	337,368
2022年3月31日残高	1,077,895	980,562	9,814,289	△72,168	11,800,577

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日残高	540,421	△19,812	520,609	11,983,819
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△198,678
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				536,046
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	144,346	6,745	151,092	151,092
連結会計年度中の変動額合計	144,346	6,745	151,092	488,460
2022年3月31日残高	684,768	△13,066	671,701	12,472,279

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 中央興産株式会社
中央コンテ株式会社
香港中央紙器工業有限公司
CHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 持分法を適用した関連会社の数 | 1社 |
| (2) 会社の名称 | MC PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. |
| (3) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。 | |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち香港中央紙器工業有限公司及びCHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. の決算日は、2021年12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2022年1月1日から連結決算日2022年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| その他有価証券 | |
| a. 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| b. 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 主として総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品等の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、一部の顧客については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品等を控除した金額で測定しております。また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。そして、従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、当連結会計年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。また、従来、営業外費用として計上していた売上割引は、当連結会計年度より変動対価として、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外費用に与える影響は軽微であり、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当連結会計年度末時点で入手可能な外部情報等を踏まえて、重要な影響はないと判断しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

工場財団を組成している資産

有形固定資産 444,989千円

その他の担保に供している資産

有形固定資産 51,432千円

計 496,422千円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,048,898千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,225,008株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	99,339	20.00	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	99,339	20.00	2021年9月30日	2021年12月8日
計	—	198,678	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を、次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額 149,008千円

② 1株当たり配当額 30円

③ 基準日 2022年3月31日

④ 効力発生日 2022年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針です。また、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

なお、当社グループは、輸出入取引を行っておらず、重要な為替変動リスクに晒されている営業債権債務はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的取引先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主に取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	1,222,609	1,222,609	—
資産計	1,222,609	1,222,609	—

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	103,964

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1のインプット：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2のインプット：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3のインプット：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1, 222, 609	—	—	1, 222, 609
資産計	1, 222, 609	—	—	1, 222, 609

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

取扱品目	売上高
段ボール製品	8, 576, 059
その他（化成品）	2, 471, 664
顧客との契約から生じる収益	11, 047, 724

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2, 511円04銭
1株当たり当期純利益	107円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,604,064	流 動 負 債	1,533,520
現金及び預金	7,791,200	支払手形	136,889
受取手形	38,762	買掛金	689,350
電子記録債権	547,840	未払金	187,279
売掛金	1,998,665	未払費用	54,038
商品及び製品	134,302	未払法人税等	225,017
仕掛品	13,085	未払消費税等	77,223
原材料及び貯蔵品	64,176	預り金	6,262
その他	16,288	賞与引当金	126,201
貸倒引当金	△258	役員賞与引当金	31,257
固 定 資 産	3,172,855	固 定 負 債	709,747
(有形固定資産)	(1,654,502)	退職給付引当金	570,718
建物	600,215	役員退職慰労引当金	85,720
構築物	25,494	資産除去債務	53,309
機械及び装置	279,258	負 債 合 計	2,243,268
車両運搬具	13,160	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	57,633	株 主 資 本	10,848,883
土地	653,489	資本金	1,077,895
建設仮勘定	25,250	資本剰余金	980,562
(無形固定資産)	(41,621)	資本準備金	980,327
借地権	6,272	その他資本剰余金	234
ソフトウェア	34,188	利益剰余金	8,862,595
その他	1,160	利益準備金	103,314
(投資その他の資産)	(1,476,732)	その他利益剰余金	8,759,281
投資有価証券	794,323	固定資産圧縮積立金	55,764
関係会社株式	546,864	別途積立金	1,880,000
出資金	160	繰越利益剰余金	6,823,516
長期貸付金	7,235	自己株式	△72,168
繰延税金資産	7,998	評価・換算差額等	684,768
その他	125,390	その他有価証券評価差額金	684,768
貸倒引当金	△5,240	純 資 産 合 計	11,533,651
資 産 合 計	13,776,920	負 債 純 資 産 合 計	13,776,920

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,010,455
売 上 原 価		8,265,122
売 上 総 利 益		2,745,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,104,628
営 業 利 益		640,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	69,209	
仕 入 割 引	8,317	
そ の 他	14,250	91,777
経 常 利 益		732,482
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,133	3,133
税 引 前 当 期 純 利 益		729,348
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	242,610	
法 人 税 等 調 整 額	△21,873	220,736
当 期 純 利 益		508,611

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					利益剰余金合計		
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						特 別 償 却 準備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日 残 高	1,077,895	980,327	234	980,562	103,314	2,349	56,006	1,880,000	6,510,991	8,552,661	△72,168	10,538,949
事業年度中の変動額												
特別償却準備 金の取崩						△2,349			2,349	—		—
固定資産圧縮 積立金の取崩							△241		241	—		—
剰 余 金 の 配 当									△198,678	△198,678		△198,678
当期純利益									508,611	508,611		508,611
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）												
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	—	△2,349	△241	—	312,524	309,933	—	309,933
2022年3月31日 残 高	1,077,895	980,327	234	980,562	103,314	—	55,764	1,880,000	6,823,516	8,862,595	△72,168	10,848,883

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日 残 高	540,421	540,421	11,079,371
事業年度中の変動額			
特別償却準備 金の取崩			—
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△198,678
当期純利益			508,611
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）	144,346	144,346	144,346
事業年度中の 変動額合計	144,346	144,346	454,280
2022年3月31日 残 高	684,768	684,768	11,533,651

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品等の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、一部の顧客については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品等を控除した金額で測定しております。また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。そして、従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、当事業年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。また、従来、営業外費用として計上していた売上割引は、当事業年度より変動対価として、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外費用に与える影響は軽微であり、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当事業年度末時点で入手可能な外部情報等を踏まえて、重要な影響はないと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

工場財団を組成している資産

有形固定資産 444,989千円

その他の担保に供している資産

有形固定資産 51,432千円

計 496,422千円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,851,653千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権 456,393千円

(2) 短期金銭債務 180,200千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,189,877千円

仕入高 327,642千円

その他 1,308,745千円

営業取引以外の取引高 81,625千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 258,048株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	38,617千円
退職給付引当金	174,639千円
未払事業税	13,417千円
減価償却超過額	32,435千円
投資有価証券評価損	35,956千円
ゴルフ会員権評価損	12,530千円
役員退職慰労引当金	26,230千円
その他	38,270千円
繰延税金資産小計	372,098千円
評価性引当額	△57,858千円
繰延税金資産合計	314,239千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△281,653千円
固定資産圧縮積立金	△24,587千円
その他	△0千円
繰延税金負債合計	△306,241千円
繰延税金資産の純額	7,998千円

(収益認識に関する注記)

連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
その他の関係会社	トヨタ自動車株式会社	直接 0.0 (24.1)	当社製品の販売	当社製品の販売	3,156,132	電子記録債権	107,887
						売掛金	339,594

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売についての価格その他の取引条件は、取引基本契約に基づいており、また、価格についても、市況変動を反映させた取引条件が設定されております。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子 会 社	中央コンテ株式会社	直接 100.0	当社製品の製造委託役員の兼任	製品の仕入	327,642	買掛金	93,711
				委託加工費の支払	545,962		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の仕入、委託加工費の支払についての価格その他の取引条件は、製造委託契約に基づいており、また、価格についても、市況変動を反映させた取引条件が設定されております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,322円07銭
1株当たり当期純利益	102円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

中央紙器工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部彰彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原由寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央紙器工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央紙器工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

中央紙器工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部彰彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原由寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央紙器工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査方法、監査役業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2022年5月12日

中央紙器工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 島 信 之 ⑩

社外監査役 尾 上 恭 吾 ⑩

社外監査役 齋 藤 清 貴 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様様に長期に安定的な配当を継続する事を基本とし、業績状況、今後の見通し及び配当性向等を総合的に勘案したうえで、利益還元を行う方針であります。

当期末の配当金につきましては、1株につき30円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき50円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は149,008,800円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ すぎうらひでし 杉浦英志 (1968年6月24日生)	1991年3月 当社入社 2013年4月 当社営業部次長 2016年4月 当社調達部長 2022年4月 当社調達部長・商品開発部長 (現任)	2,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 杉浦英志氏を取締役候補者とした理由は、これまでの経験と各部門に関する見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた犯罪行為、法令違反を認識した違法行為等の免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、9割を当社、1割を役員が負担しております。同氏が取締役に選任され就任した場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

現監査役のうち、田島信之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ いとうとしき 伊東俊樹 (1965年11月26日生)	1989年3月 当社入社 2010年4月 当社商品開発部長 2022年4月 当社SDGs・CN推進グループ主査 (現任)	8,800株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 伊東俊樹氏を監査役候補者とした理由は、これまでの経験と各部門に関する見識があり、また、長年の設計開発業務において工業所有権等の法律分野にも関わり、こうした専門知識を生かした実効性の高い監査ができると判断したためであります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた犯罪行為、法令違反を認識した違法行為等の免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、9割を当社、1割を役員が負担しております。同氏が監査役に選任され就任した場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される監査役田島信之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田島信之	2018年6月 当社監査役（現任）

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の役員賞与につきましては、当期に在任した取締役7名（うち社外取締役1名）及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額31,257,000円（取締役分27,139,000円、監査役分4,118,000円）を支給することといたしたく存じます。

以上

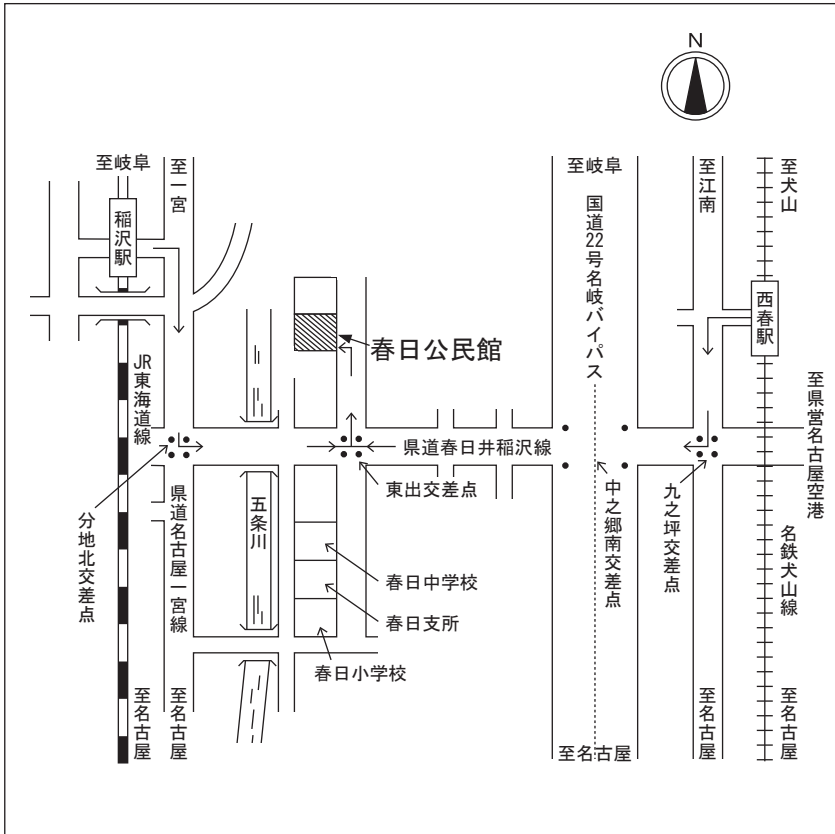
【ご参考】

本定時株主総会後の取締役（就任予定含む）のスキルマトリックス
各取締役の専門性・経験のうち主なものを最大4つまでマーキングしております。

氏 名	地 位	新 任 候 補 者	独 立 性	専門性・経験							
				企 業 経 営	営 業 ・ 開 発	調 達 ・ 技 術	生 産 ・ 物 流	品 質 ・ 環 境	財 務 ・ 会 計	総 務 ・ 人 事	国 際 経 験
山 下 雅 司	代表取締役 社 長			●			●			●	●
南 谷 登志宏	専務取締役			●			●		●	●	
早 川 直 彦	常務取締役			●	●	●					●
前 賢 太	取 締 役			●					●	●	●
大 橋 明 弘	取 締 役			●		●	●	●			
木 村 豊	取 締 役			●			●	●			●
杉 浦 英 志	取 締 役	○		●	●	●					
堀 池 覚	社外取締役		○	●	●				●	●	

株主総会会場のご案内

- ・ 会 場 春日公民館 大会議室
- ・ 所在地 愛知県清須市春日東出8番地の2



〈交通機関〉

- ・ JR JR東海道線「稲沢駅」下車 南東へ（タクシーにて約20分）
- ・ 名鉄 名鉄犬山線「西春駅」下車 南西へ（タクシーにて約20分）

